

○山口県警察学校の運営に関する訓令

昭和56年11月30日

本部訓令第13号

山口県警察学校の運営に関する訓令を次のように定める。

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 校務（第4条・第5条）
- 第3章 入校、欠講及び退校（第6条—第10条）
- 第4章 授業（第11条—第15条）
- 第5章 成績評価及び卒業（第16条—第22条）
- 第6章 賞罰（第23条—第26条）
- 第7章 校内生活（第27条—第31条）
- 第8章 当直（第32条・第33条）
- 第9章 雑則（第34条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、警察教養規則（平成12年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）、警察教養細則（平成13年警察庁訓令第4号。以下「細則」という。）、山口県警察教養実施規則（昭和49年山口県公安委員会規則第3号）及び山口県警察の教養実施に関する訓令（昭和49年山口県警察本部訓令第5号）その他別に定めがあるもののほか、山口県警察学校（以下「学校」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（学校運営の目標）

第2条 学校の運営は、規則第3条に定められた警察教養の本旨に従い、その教養が実務と直結するように工夫と改善を凝らし、もって、公正明朗かつ能率的に職務を執行できる警察職員の養成を目標とする。

（教職員及び学生の基本的心構え）

第3条 教職員及び学生は、厳正な規律のもとに、互いに信頼と敬愛をもつて親和の実をあげ、民主警察の本質とその責務を自覚し、人格の練磨、学術の修得及び実力のかん養に努めなければならない。

第2章 校務

（事務分掌）

第4条 校務は、警察学校長（以下「校長」という。）が定める事務分掌によつてこれを処理するものとする。

(教官会議)

第5条 校長は、学校運営の適正及び向上を図るため、毎月1回以上教官会議を開催するものとする。

2 前項の会議を開いたときは、別記第1号様式の教官会議録にその状況を記載しておかなければならない。

第3章 入校、欠講及び退校

(入校)

第6条 学生の入校は、次の各号のいずれかに該当する者について、山口県警察本部長（以下「本部長」という。）がこれを命ずる。

(1) 初任科 新たに採用した巡査

(2) 初任補修科 職場実習を修了した巡査

(3) 巡査部長任用科 巡査部長に昇任し、又は昇任が予定されている警察官（管区警察学校の巡査部長任用科の課程を履修する者を除く。）

(4) 警部補任用科 警部補に昇任し、又は昇任が予定されている警察官（管区警察学校の警部補任用科の課程を履修する者を除く。）

(5) 部門別任用科 各部門に新たに任用又は任用が予定されている巡査部長若しくは巡査

(6) 専科 特定の分野に関する専門的な知識、技能を修得させる必要がある警部補以下の警察官又は警部補相当職以下の一般職員

(7) 一般職員初任科 新たに採用した一般職員

(8) 主任任用科 主任主事に昇任し、又は昇任が予定されている一般職員（管区警察学校の主任任用科の課程を履修する者を除く。）

(入校不相当者の報告)

第7条 校長は、前条の規定により入校を命ぜられた者で、病気、その他の事情等から入校させることを不相当と認めた場合は、その理由を本部長に報告しなければならない。

(欠講、退校)

第8条 学生は、病気、その他の事情により欠講しようとするときは、別記第2号様式の欠講承認願により、校長の承認を受けなければならない。

2 前項の欠講期間は、その修業時間の3分の1以上にわたることができない。

3 学生において退校（退職）しようとするときは、文書をもってその理由を申し出て校長の承認を受けなければならない。

(報告)

第9条 校長は、前条第2項及び第3項に定める事情が生じたときは、速やかにその状況を本部長に報告しなければならない。

(所属への通知)

第10条 校長は、第8条の規定による欠講又は退校にかかわる学生については、その所属長にその理由、期間等を通知するものとする。

第4章 授業

(教授細目)

第11条 学校における授業は、別に定める教授細目（以下「細目」という。）によって行わなければならない。

(授業実施計画等)

第12条 校長は、細目に従って授業実施計画をたて、授業時間割表を作成するものとする。

(教授科目担任)

第13条 校長は、教授科目別に担任教官を命ずるものとする。

(授業の刷新改善)

第14条 校長は、随時、研究会、講習会等を開き、授業の内容、教授方法等について創意工夫を凝らし、その刷新改善を図らなければならない。

(講師の委嘱)

第15条 校長は、学生の教養上必要があるときは、講師を委嘱することができる。

2 前項の講師を委嘱したときは、別記第3号様式の講師名簿に登録しておかななければならない。

第5章 成績評価及び卒業

(成績評価)

第16条 成績評価は試験及び行動評定によって行う。

(試験)

第17条 校長は、学生の修業成績を調査するため試験を行うものとする。

2 前項の試験は、学科試験及び術科試験とする。

3 試験は、履修科目の中から校長が定める科目について、教養期間の中間及び卒業時に行うものとする。ただし、専科等については試験の一部又は全部を省略することができる。

4 前項の試験は、1科目100点をもつて満点とし、各科目40点以上、平均60点以上を合格点とする。

(行動評定)

第18条 行動評定は、学生の修学態度、生活態度等について、校長が定める基準に基づき評定する。

(証書の授与)

第19条 校長は、所定の課程を終えた学生に対し、初任科には別記第4号様式の卒業証書を、初任補修科には別記第5号様式の卒業証書を、初任科及び初任補修科以外の課程には別記第6号様式の修了証書をそれぞれ授与するものとする。

(成績優良者)

第20条 校長は、各課程の成績優良者には別記第7号様式の校長賞を授与することができる。

2 校長は、前項の成績優良者のうち特に優秀な者について、本部長賞を上申するものとする。

3 第1項の成績優良者は、卒業生又は修了生のおおむね1割とする。

(成績の通知)

第21条 校長は、初任科及び初任補修科の学生が卒業したときは、修業成績を関係所属長に通知しなければならない。

(学籍簿及び成績表)

第22条 校長は、別記第8号様式の学籍簿及び別記第9号様式の成績表を備え付け、所定の事項を記入して保管しなければならない。

第6章 賞罰

(学生の表彰)

第23条 校長は、他の学生の模範となる行動があつたときは、その学生を表彰することができる。

2 校長は、学生の表彰を行つたときは、その功労又は善行の概要を全学生に公表してこれを賞するものとする。

(学生の処分方法)

第24条 細則第21条第1項及び第2項による処分は、次によるものとする。

(1) 退校は、学籍から除外する。

(2) 謹慎は1週間以内とし、授業を停止して謹慎させる。

(3) 訓戒は、学生の非違を諭し、その将来を戒める。

(学生の表彰及び処分手続き)

第25条 校長は、前2条の決定をしようとするときは、教官会議に諮りその意見を徴して行うものとする。

2 前項の会議において必要があるときは、本人又は学生の代表者を出席させて意見を述べさせることができる。

(報告、通知)

第26条 校長は、第24条の処分をしたときは、本部長に報告するとともにその学生の所属長に通知するものとする。

第7章 校内生活

(全寮制)

第27条 学生は、学校内の寮に寄宿するものとする。

2 寮生活に関し必要な事項は、校長が定める。

(役員 of 任免)

第28条 各科の各期に次の役員を置き、それぞれの学生の中から校長が任免する。

(1) 期長1名、副期長1名。ただし、2学級以上ある期にあつては学級ごとに副期長を置くものとする。

(2) 室長 各室ごとに1名

(役員の仕事)

第29条 期長は、学生を指導して規律ある行動をさせるとともに、学生の代表として教官と学生との間の連絡に当たり、かつ、学生間の融和協調に努めなければならない。

2 副期長は、期長を補佐し、期長に事故あるときはこれを代理する。

3 室長は、室内の親和を図り、その室を代表して期長と学生との間の連絡に当たるものとする。

(自治委員会)

第30条 学生の校内生活を自主的に運営させるため、自治委員会を設置する。

2 前項の自治委員会の組織、運営等に関し必要な事項は校長が定める。

(勤務)

第31条 校長は、教養の必要上学生に各種勤務を命ずることができる。

2 前項の勤務種別、要領等については、校長が定める。

第8章 当直

(当直員の仕事)

第32条 当直勤務員は、山口県警察の当直に関する訓令(平成16年山口県警察本部訓令第34号)に定めるもののほか、次の事項を処理するものとする。

(1) 校内生活についての指導及び監督

(2) 当番勤務員に対する指揮監督

(3) 学生の健康管理

(当直日誌)

第33条 当直勤務員は、勤務中取り扱った事項を別記第10号様式の当直日誌に記録しなければならない。

第9章 雑則

(委任)

第34条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行について必要な事項は、別に定める。